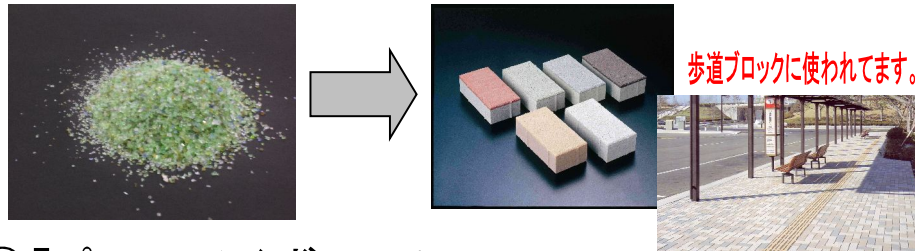


# リサイクル資材121品目を認定し、循環型社会に貢献

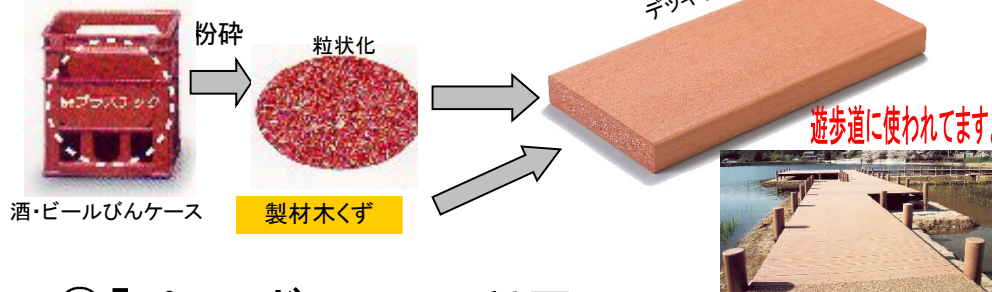
## —茨城県リサイクル建設資材評価認定制度—

### <リサイクルした建設資材の利用例>

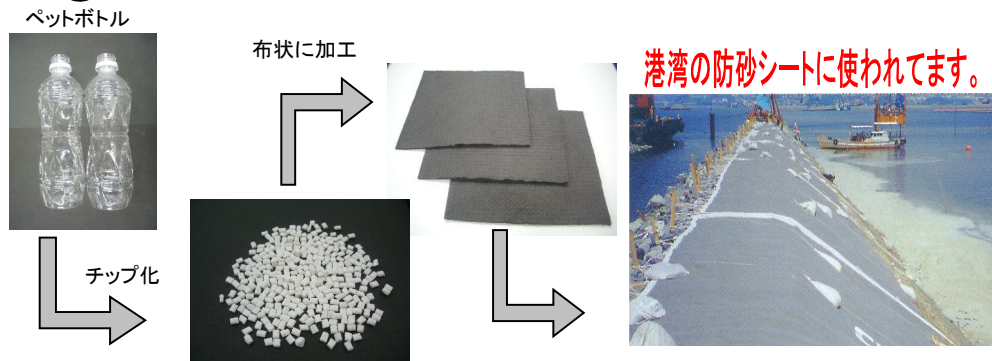
#### ①「ガラスびんくず」の利用



#### ②「プラスチックくず」の利用



#### ③「ペットボトル」の利用



●「リサイクル建設資材」を認定し、公共工事に利用しています。(現在認定数:121資材)

資材の種類	使用しているリサイクル資材	資材数
再生加熱アスファルト混合物	アスファルト舗装の廃材、熔融スラグ	29
再生路盤材	コンクリートの破砕材	60
再生インターロッキングブロック (写真①)	ガラスくず、鉄鋼スラグ等	4
再生硬質塩化ビニル管・継ぎ手	使用済み塩ビ管の粉碎材	15
建設汚泥から再生した処理土	建設工事から発生する泥土	1
刈草・剪定枝等を利用した堆肥	刈草、剪定枝	2
上下水汚泥を原料とした肥料	下水道の汚泥	1
木材プラスチック再生複合材 (写真②)	木材、プラスチックの粉碎材	2
再生のり面緑化資材	間伐材	1
針葉樹皮土壌改良材	針葉樹脂	2
再生土木建築用プラスチック資材	再生プラスチック樹脂	3
再生土木シート (写真③)	ペットボトル等	1

#### <リサイクル建設資材の認定制度のねらい>

- 1) 循環型社会の推進
- 2) 環境保全効果の向上
- 3) 環境に配慮した物品への需要の促進
- 4) 環境への負荷低減